

平成29年12月
大東市議会
定例会議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第90号	大東市職員の育児休業等に関する条例	-----	2
・議案第91号	大東市立保健医療福祉センター条例	-----	8
・議案第92号	大東市営住宅条例	-----	14

大東市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新

第1条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 (略)

(1) (略)

ア (略)

(7) (略)

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。) (第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ～ウ (略)

(2)～(4) (略)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 (略)

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条および次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当

主要改正点

- ・非常勤職員の育児休業について、育児休業に係る子が2歳に達する日まで取得することができる場合を規定したこと。

旧

第1条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 (略)

(1) (略)

ア (略)

(7) (略)

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第3条第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ～ウ (略)

(2)～(4) (略)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第3条 (略)

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職

新

該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定に該当する産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第3条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第4条 (略)

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第5条 (略)

旧

員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定に該当する産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) (略)

第4条 (略)

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第5条 (略)

新

(1) ～ (6) (略)

(7) 第3条第3号に掲げる場合に該当することまたは第3条の2の規定に該当すること。

(8) (略)

第6条 ～ 第25条 (略)

旧

(1) ～ (6) (略)

(7) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

第6条 ～ 第25条 (略)

大東市立保健医療福祉センター条例 新旧対照表

新

目次

第1章 (略)

第2章 診療所 (第4条-第11条)

第3章 保健医療福祉センター施設の使用 (第12条-第15条)

第4章 補則 (第16条-第18条)

付則

第1章 総則

第1条 ~ 第2条 (略)

(事業)

第3条 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の5第2項に規定する診療所に関する
こと。

(7) ~ (8) (略)

第2章 診療所

第4条 ~ 第8条 (略)

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に第4条第1項第1号に規定する大東市立子ども診療所(以下「子ども診療所」という。)の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者が行うことができる業務は、次に掲げる業務とす

主要改正点

- ・子ども診療所の指定管理者による管理について規定したこと。

旧

目次

第1章 (略)

第2章 診療所 (第4条-第8条)

第3章 保健医療福祉センター施設の使用 (第9条-第12条)

第4章 補則 (第13条-第15条)

付則

第1章 総則

第1条 ~ 第2条 (略)

(事業)

第3条 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の2第2項に規定する診療所に関する
こと。

(7) ~ (8) (略)

第2章 診療所

第4条 ~ 第8条 (略)

新

る。

(1) こども診療所における診療に関する業務

(2) こども診療所の施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) こども診療所の診療に要する料金の収受に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、こども診療所の管理のために市長が必要と認める業務

2 前項第3号に規定する料金は、第5条第1項に規定する料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とすることができる。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、こども診療所の管理を行わなければならない。

4 第6条および第7条の規定（第1項第3号の規定により料金の収受を指定管理者に行わせる場合に限る。）ならびに第8条および第16条の規定は、前条の規定によりこども診療所の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第6条（見出しを含む。）および第7条中「料金」とあるのは「こども診療所の診療に要する料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「こども診療所等」とあるのは「こども診療所」と、第16条（見出しを含む。）中「入館」とあるのは「こども診療所への入館」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の指定手続等）

第11条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

第3章 保健医療福祉センター施設の使用

第12条 （略）

第13条 （略）

（使用許可の取消し等）

第14条 （略）

旧

第3章 保健医療福祉センター施設の使用

第9条 （略）

第10条 （略）

（使用許可の取消し等）

第11条 （略）

新

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し等が行われた場合において、使用者（第12条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に損害が生ずることがあってもその賠償の責を負わない。ただし、市の責に帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

第15条（略）

第4章 補則

第16条（略）

第17条（略）

第18条（略）

旧

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し等が行われた場合において、使用者（第9条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に損害が生ずることがあってもその賠償の責を負わない。ただし、市の責に帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

第12条（略）

第4章 補則

第13条（略）

第14条（略）

第15条（略）

大東市営住宅条例 新旧対照表

新

第1条 ～ 第12条 (略)

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(家賃の決定)

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第25条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により、市長が定める額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)において、第32条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

(収入の申告等)

主要改正点

- ・ 認知症等の入居者について収入申告義務を緩和したこと。

旧

第1条 ～ 第12条 (略)

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(家賃の決定)

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第25条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により、市長が定める額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第32条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

(収入の申告等)

新

第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者が法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告することおよび第32条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する収入の申告は、法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき(同項ただし書に規定する場合にあっては、法施行規則第9条に規定する方法により)、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

第17条 ～ 第26条 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第27条 (略)

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を考慮し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

第28条 ～ 第34条 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第35条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1項または第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第36条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅

旧

第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

第17条 ～ 第26条 (略)

(収入超過者に対する家賃)

第27条 (略)

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を考慮し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

第28条 ～ 第34条 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第35条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1項または第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第36条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅

新

の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに
入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居
者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1
項または第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入
居者の家賃を減額するものとする。

第37条 ～ 第48条 (略)

(準用)

第49条 (略)

第13条	法施行規則 <u>第11条</u> で	市長の
第14条	法施行規則 <u>第12条</u> で	市長の

第50条 ～ 第71条 (略)

旧

の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに
入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居
者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第27条第1
項または第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入
居者の家賃を減額するものとする。

第37条 ～ 第48条 (略)

(準用)

第49条 (略)

第13条	法施行規則 <u>第10条</u> で	市長の
第14条	法施行規則 <u>第11条</u> で	市長の

第50条 ～ 第71条 (略)

印刷物番号

29-54